

「関西みらいクラブ」サービス規定の改定内容

< 主な改定内容 >

- ・ステータス判定項目の変更に伴う修正
- ・ポイントの失効に関する項目の追加
- ・家族サービス開始に伴う内容の追加
- ・基準日の変更

【改定内容の詳細】

条項	修正内容	変更後
1. サービス内容	変更	「関西みらいクラブ」(以下「当サービス」といいます)は、 <u>株式会社関西みらい銀行(以下「当社」といいます)</u> との取引内容に応じて提供する関西みらいクラブポイントを当社のポイント交換提携企業(以下「パートナー企業」といいます)が提供するポイントサービスのポイント等へ交換、寄付、その他当社が定める方法により利用することができるサービスです。また、当社所定の条件を満たす場合は、各種手数料の優遇や特典を受けることができます。
5. ステータスと特典	変更、(1)を削除し以降を繰上げ	<p><u>(1) ステータスとは、お取引内容に応じて決まる4つのサービスグレードであり、当社が定めるステータス判定基準に基づいて、取引対象月の翌々月に適用します。なお、お取引内容に関わらず、当社所定の要件を満たす場合は、要件に応じたステータスを最低保証します。</u></p> <p><u>(2) 会員はステータスに応じて、各種手数料の優遇や特典を受けることができます。</u></p> <p><u>(3) ステータスの判定基準や特典などの詳細については店頭等で告知します。</u></p> <p><u>(4) ステータスは取引状況に応じて毎月見直しを実施します。</u></p>
6. 関西みらいクラブポイントの利用と有効期限	新設	<u>(9) 前項によるポイント失効については、当社は一切の責任を負いません。</u>
7. 家族サービスの利用	新設 (以降の条項は条項番号の変更)	<p><u>(1) 家族サービスは、会員(以下本項において「親会員」といいます)が、一定の条件を満たす会員(以下親会員とあわせて「家族登録者」といいます)を当社所定の手続きにより登録することで、家族登録者間で家族間ポイント交換およびポイント還元率アップを利用できるサービスです。</u></p> <p><u>(2) 親会員は20歳以上の方に限ります。</u></p> <p><u>(3) 家族間ポイント交換により、家族登録者間で関西みらいクラブポイントの交換および利用ができます。</u></p> <p><u>(4) ポイント還元率アップにより、当社所定のポイント加算基準に基づき、家族登録者の関西みらいクラブポイントの還元率が上がります。当該加算ポイントは、原則、翌月20日までに加算します。</u></p> <p><u>(5) 当社が定める条件に該当した場合、家族サービスにおける全部または一部のサービスがご利用いただけなくなる場合があります。</u></p>
基準日	変更	<u>2020年10月5日現在</u>